

## 流域治水に関する情報提供

---

- 令和7年度 流域治水に関する新規制度について P. 2～
- 「NIPPON防災資産」認証制度の創設 P. 12～
- 流域治水オフィシャルサポータの募集について P. 14～
- 「内外水一体型水害リスクマップの作成」について P. 16～

# 令和7年度 流域治水に関する新規制度について

---

# 河川大規模災害関連事業の拡充

- 近年、気候変動の影響により水害が激甚化・頻発化しており、毎年のように堤防の決壊や越水等による甚大な浸水被害が発生しているところ。
- 被災箇所 の原形復旧のみでは再度災害防止が図られない場合、改良復旧の実施が必要となる。災害関連事業の総工事費に占める改良復旧の割合に関わらず事業を実施できるよう、基準等の見直しを実施することで、改良復旧工事を加速させ、早期の再度災害防止を図る。

## 背景・課題

- ・ 近年、気候変動の影響により水害が激甚化・頻発化しており、毎年のように堤防の決壊や越水等による甚大な浸水被害が発生。
- ・ 河川整備水準を大きく上回る大規模な洪水が発生した河川においては、再度災害防止のため、原形復旧に加え改良復旧を実施しているが、堤防が決壊した場合を除き、総工事費に占める改良復旧の工事費の割合は、9割程度を越えない範囲に限定している。

## 新たな制度による対応

### 対象事業

事業名：河川大規模災害関連事業  
 事業主体：国  
 国庫負担率：2/3等

### 拡充内容

堤防決壊に至らずとも、堤防の欠損や越水等により家屋等の一般被害が激甚であった場合において、災害関連事業の総工事費に占める改良復旧の割合に関わらず事業を実施できるよう、基準等を見直し。

## 近年の大規模な災害

### ■令和3年8月11日からの大雨

・被害状況(六角川水系 六角川、牛津川)



六角川水系六角川及び牛津川では、越水等により、流域全体で床上浸水1,248戸、床下浸水2,059戸、浸水面積約5,400haの甚大な被害が発生。

### ■令和5年7月10日からの大雨

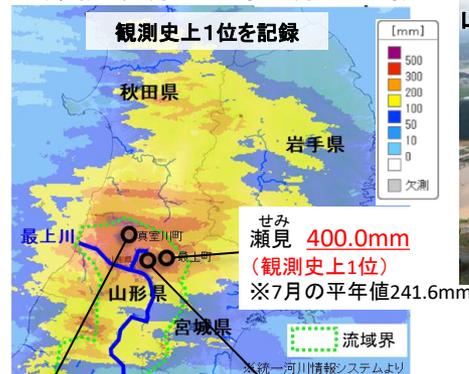
・被害状況(筑後川水系 巨瀬川)



筑後川水系巨瀬川では、越水等により、床上浸水1,050戸、床下浸水2,131戸、浸水面積約1,690haの甚大な被害が発生。

### ■令和6年7月25日からの大雨

レーダー雨量(72時間)  
 (令和6年7月24日1時～7月27日1時)



さすなべ  
 差首鍋 **444.0mm**  
 (観測史上1位)  
 ※7月の平年値339.7mm

しんじょう  
 新庄 **403.5mm**  
 (観測史上1位)  
 ※7月の平年値219.6mm

### ・被害状況(最上川水系 最上川)



最上川水系最上川では、越水等により、床上浸水194戸、床下浸水196戸、浸水面積約1,640haの甚大な被害が発生。

- 令和6年7月、大和川流域で全国初の貯留機能保全区域の指定がなされるなど、特定都市河川における流域の取組は、今後より一層期待される
- 流域治水の更なる推進を図るため、流域関係者による合意形成を進めながら、流域水害対策計画の実効性を高める取組に支援する。

## 背景・課題

- 令和6年7月に、奈良県が大和川流域において、全国で初めて特定都市河川浸水被害対策法に基づく貯留機能保全区域を指定。
- 流域の被害最小化に向けては、河川整備の加速化に加え、
  - ▶ 低平地の開発抑制による被害対象の減少
  - ▶ 対象沿川の土地が有する保水・遊水機能を保全・活用した流域における対策の推進
 など、流域の関係者が一体となった取組を全国で推進することが重要。
- 一方で、流域の関係者の更なる取組を促進するためには、地域における合意形成を進め、流域水害対策計画に基づく取組の実効性を高めることが必要。

## 新たな制度による対応

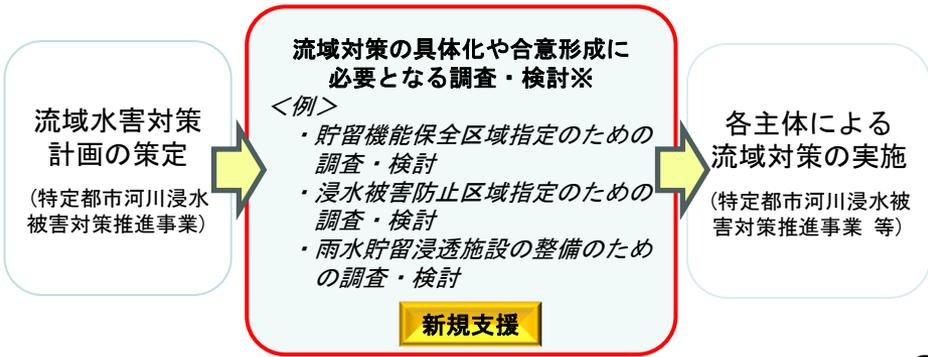
### 対象事業

事業名：特定都市河川浸水被害対策推進事業（補助）  
 事業主体：都道府県  
 国庫負担率：1/2等

### 拡充内容

- 流域水害対策計画に基づく取組の実効性を高めるためには、計画策定後、目標達成に向けた対策の具体化や合意形成を進めることが重要であり、**早期の関係者合意形成を図るため、これらの取組に対して計画策定から5年以内に限り、新たな支援を実施。**

＜特定都市河川浸水被害対策法に基づく対策実施の流れ＞



R6. 7. 30 奈良県知事定例記者会見  
 (左) 川西町長 (右) 田原本町長  
 (中) 奈良県知事



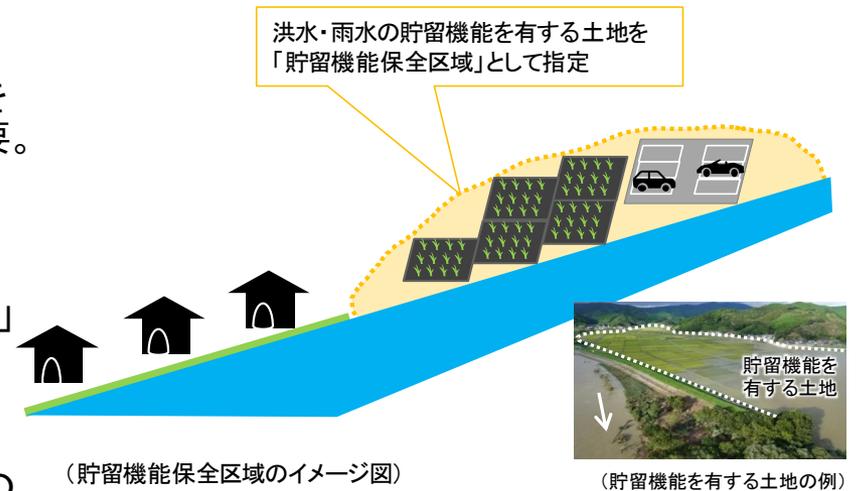
貯留機能保全区域の記念碑  
 (奈良県川西町)

※流域対策と併せて実施することで効果が促進されるソフト対策についても支援

○ 都市浸水の拡大を抑制する効用があると認められる土地を貯留機能保全区域として指定した場合における固定資産税等の特例措置を3年間延長する。

## 施策の背景

- 都市浸水の拡大を抑制し、流域内の治水安全度の向上を図る上で、河川に隣接する低地等(河川の氾濫に伴い浸入した水又は雨水を一時的に貯留する機能を有する土地)の区域の保全が重要。
- 特定都市河川浸水被害対策法に基づき指定された河川の流域において、洪水・雨水の貯留機能を有する土地を「貯留機能保全区域」として指定し、盛土等の貯留機能を阻害する行為を抑制。
- 区域指定に当たって必要な土地所有者の同意を得るための、インセンティブとなる負担軽減措置が必要。



## 要望の概要

### 特例措置の内容

#### 【固定資産税・都市計画税】

貯留機能保全区域の指定を受けた土地について、課税標準を3年間、2/3～5/6の範囲内において市町村の条例で定める

割合とする(参酌基準:3/4)。

### 結果

現行の措置を3年間(令和7年4月1日～令和10年3月31日)延長する。

# 緊急浚渫推進事業債の延長(総務省)

- 河川等の浚渫(堆積土砂の撤去等)により、効果的・効率的な水害の未然防止につながっているところであるが、緊急的に浚渫を実施すべき箇所は未だに数多く残っており、浚渫事業の必要性が高い状況が継続している
- このため、「緊急浚渫推進事業債」について、特例措置の期間を令和11年度まで5年間延長(地方財政法を改正)

## 1. 対象事業

### 河川、ダム、砂防に係る浚渫 (水管理・国土保全局関係)

- ※1 この他の対象事業として、治山、防災重点農業用ため池等、農業用排水路がある。
- ※2 浚渫には、土砂等の除去・処分、樹木伐採等を含む
- ※3 各施設に係る浚渫について、国土交通省等より対策の優先順位に係る基準を地方団体に対して示した上で、各地方団体において各施設の個別計画に緊急的に実施する箇所を位置付け

## 2. 地方財政措置

地方債充当率: 100%

元利償還金に対する交付税措置率: 70%

## 3. 事業期間 令和7年度～令和11年度(5年間)

## 4. 事業費 1, 100億円

(施工前)



(施工後)



(参考)緊急浚渫推進事業債 <令和7年度～令和11年度>

元利償還金の70%を地方交付税措置	一般財源
-------------------	------

地方債充当率100%

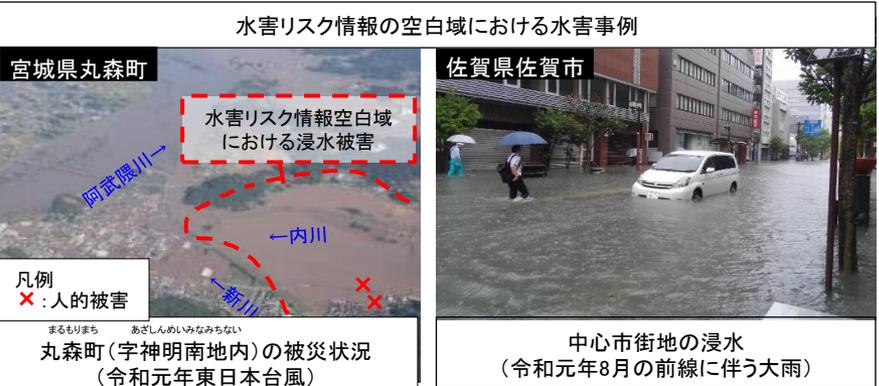
# 【参考】水災害リスク情報の空白域の解消

- 近年、中小河川等の水害リスク情報の提供を行っていない「水害リスク情報の空白域」で多くの浸水被害が発生。
- 水害リスク情報の空白域を解消し、円滑かつ迅速な避難等を促進するため、水防法を改正し、浸水想定区域図及びハザードマップの作成・公表の対象を全ての一級・二級河川や海岸、下水道\*に拡大。
- 洪水及び高潮浸水想定区域図は令和7年度までに完了を目指し、雨水出水浸水想定区域図は令和7年度までに約800団体完了を目指す。

※「全ての一級・二級河川や海岸、下水道」とは、住宅等の防護対象のある全ての一級・二級河川や海岸、浸水対策を目的として整備された全ての下水道のこと。

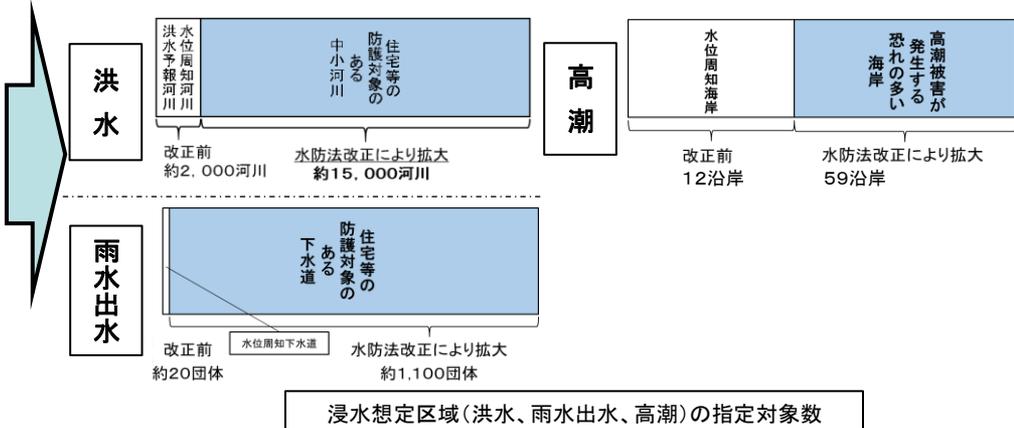
## ■水害リスク情報の空白域において浸水被害が多発

・令和元年東日本台風では、堤防が決壊した71河川のうち43河川(約6割)、内水氾濫による浸水被害が発生した135市区町村のうち126市区町村(約9割)が水害リスク情報の空白域。



## ■水防法を改正し、浸水想定区域の指定対象を拡大

・河川(洪水浸水想定区域)では約15,000河川、下水道(雨水出水浸水想定区域)では約1,100団体、高潮(高潮浸水想定区域)では59沿岸が新たに指定対象として追加。



	浸水想定区域図	ハザードマップ
洪水(河川)	令和7年度までに完了*	令和8年度までに完了目標
高潮(海岸)		浸水想定区域図作成後速やかに作成
雨水出水(下水道)	令和7年度までに約800団体完了*	

## ■今後の取組：地域ごとの浸水特性に係る時系列情報の充実

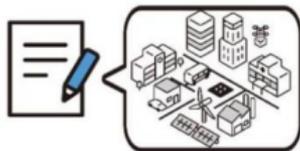
令和7年度より内外水一体となった時系列の氾濫プロセスの分析及びそれを踏まえたハザード情報の提示方法の調査・検討

※ 第5次社会資本整備重点計画KPIIに位置付け

## <国による推進策の実現に向けた取組>

### ① 市町村が計画の適切な評価と見直しを行うことができるよう支援

- 立地適正化計画の作成市町村が、容易に計画の評価・見直しができるよう、標準的なデータ、評価構造、見直しの方策を提示する（まちづくりの健康診断）。これにより、市町村に対して計画の評価・見直しを推進する。



- 立地適正化計画作成後、おおむね5年経過した市町村において評価・見直しをした上で実施する取組や、立地適正化計画に防災指針を位置づけた市町村の取組等を促進する。

### ② 市町村域を越えた広域連携の強力な推進

- 立地適正化計画の実効性を高めていくためには、各市町村がそれぞれの域内で取組を行うのみならず、市町村域を越えた広域的な取組を進めていくことが重要である。
- このために、広域連携が持続可能な地域づくりのために必要であるという気づきを生み出すためのデータ整備やモデル事例の創出に、国として取り組む。さらに、小規模自治体を含む広域で立地適正化の取組を行う場合の支援を強化する。
- 加えて、連携中枢都市圏における連携協約など地方自治法に基づく事務の共同処理の制度等を活用しつつ、複数市町村が共同して立地適正化の取組を行う場合に、広域連携の拠点となる施設の整備について、支援を強化する。



- 地方自治法に基づく事務の共同処理の制度等を活用し連携
- 広域的な立地適正化の方針を作成



拠点となる施設の整備に対して強力に支援



### ③ 立地適正化計画の更なる作成

- 立地適正化計画の作成数は順調に伸びてきており、引き続き、更なる作成の推進に向けた支援を行う。
- 人口10万人以上の市町村においては、立地適正化計画の作成と都市計画の見直しを一体的に行う取組を促進する。

### ④ コンパクト・プラス・ネットワークの実現に向けた戦略的取組の推進

- 「コンパクト・プラス・ネットワーク」および「人間中心のまちづくり」の実現に向けて、日常生活を営む身近なエリアにおいても移動サービスの質の向上を図るため、エリアを限定した都市交通戦略に基づく総合的な都市交通システム等の形成に対して、きめ細やかな支援を強化する。
- 立地適正化計画の実効性の向上を図るため、都市再生区画整理事業の支援対象をコンパクトなまちづくりを推進するエリアに集中的に支援する。
- 都市空間の有効活用や「人間中心のまちづくり」を実現するため、自治体による駐車場の需要・供給や配置の適正化を図るための駐車場マネジメントに係る取組を推進する。

# 事前防災・事前復興まちづくりの推進に向けた取組

地震や津波被害に限らず、大規模自然災害による被害が想定される地域は数多く存在しており、このような地域においては、発災後の対応だけでなく、平時からの備えとして、事前防災・復興事前準備を行うことが重要である。

そのため、能登半島地震などの復興まちづくりや平時から事前防災・復興事前準備の取組を推進する。

## 都市再生コーディネート等推進事業

### ○事前防災・復興まちづくりの推進

事前防災まちづくりに関する計画策定や事業化に向けた合意形成等に係るUR都市機構によるコーディネート支援を強化する。

#### <補助対象地域の拡充>

事前復興まちづくり計画及びその他法定計画に防災拠点を位置づけている自治体における、災害の危険性が高い区域を含む市街地を補助対象地域に追加する。

#### <補助対象事業の明確化>

都道府県を対象として実施する事前防災まちづくりに関する研修を補助対象事業として明確化する。

#### 【支援イメージ】



事前防災まちづくりに関する研修

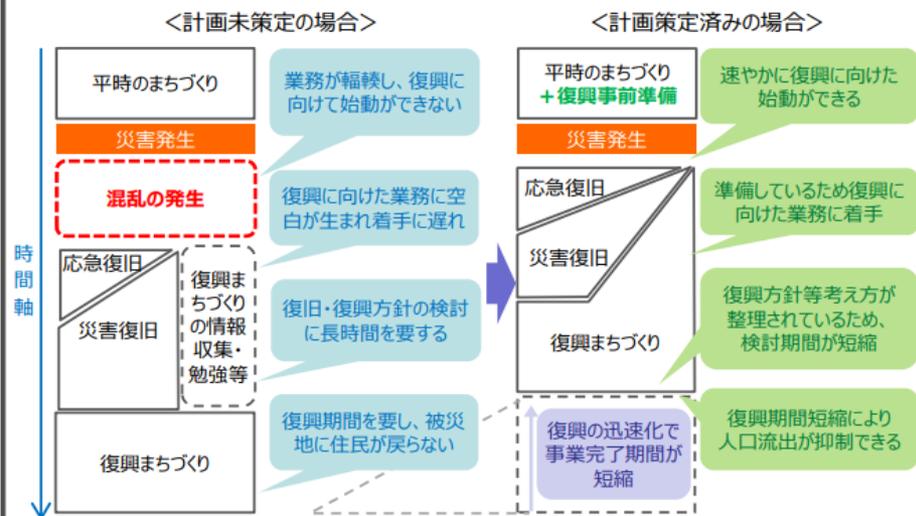


復興まちづくりに向けた現地調査

## 都市防災総合推進事業

### ○事前復興まちづくり計画策定の推進

被災後の早期かつ的確な復興まちづくりを可能とするため、復興まちづくりの目標や実施方針等を盛り込んだ、将来の都市構造と整合が図られた実現性の高い事前復興まちづくり計画の策定を推進する。



# 安全な地域への移転促進に向けた取組

能登半島地震や豪雨による被災を踏まえ、集団移転を行う場合の円滑な合意形成と早期の事業着手を可能にするため、合算限度額について、物価上昇等を考慮した見直しを行うとともに、空き地や空き家などの既存ストックを活用した集団移転の促進を図り、造成コストの縮減や防災・減災と連携したコンパクト・プラス・ネットワークにも資する戦略的取組を推進する。

## 防災集団移転促進事業

### ○能登半島地震を踏まえた復興支援強化

物価上昇等を考慮した実勢価格に応じた**合算限度額を含む限度額の見直し**を行い、災害が発生した地域から安全な地域への移転を促進する。



防災集団移転促進事業のイメージ

### ○既存ストックを活用した集団移転の促進

人口減少や少子高齢化により全国的に空き地や空き家の数が増加  
⇒【課題】既成市街地のスポンジ化

新たに住宅団地を造成するだけでなく、空き地や空き家などの既存ストックを活用した集団移転の促進を図る必要がある。



事業主体である地方公共団体が土地の整備を行うことを条件に、**地方公共団体が移転先の空き地や空き家を取得することなく、移転者が移転先へ移転することを可能とする**ための試行的運用を行うなど、造成コストを縮減した安全な地域への移転を促進する。

＜既存ストック活用による効果＞



既存ストックを活用した集団移転イメージ

# 事前防災・事前復興まちづくりの推進に向けた取組

○国土に関する基礎的な情報を全国単位のGISデータとして提供する国土数値情報等について、能登半島地震を踏まえたデータの更新を行うとともに、将来的な国土数値情報化を見据え、自治体におけるオープンデータの整備を促進する。

## 施策① ニーズを踏まえた防災・災害対応に資する国土数値情報等の充実

拡充  
継続

(i)信頼性があり、(ii)すぐに使える国土数値情報の災害対応における有用性が再確認された。  
災害の多頻度・激甚化を踏まえ、災害リスクデータの鮮度改善や充実に取り組む。

<整備内容>

- 道路データを30年ぶりに更新・整備路線拡大
- 宅地造成等工事規制区域および特定盛土等規制区域データの新規整備
- 災害リスクデータ(土砂災害警戒区域、雨水出水浸水想定区域等)の更新・追加
- 災害リスク把握データ(土地履歴)の整備
- 中小河川データの更新(国土強靱化5カ年加速化対策)等

## 施策② 自治体におけるオープンデータの整備促進

新規

令和6年度補正予算事項

国土数値情報の原典の一つである自治体保有データについて、オープンデータ化を促進することにより、自治体オープンデータの充実と国土数値情報の充実の双方を図る。

### ① 自治体標準オープンデータセット\*と国土数値情報の相互連携

\*デジタル庁が推奨する、自治体として整備すべきデータセット。  
小中学校区、公共施設、観光施設等が規定されている。

<実施内容>

- ・自治体におけるオープンデータ化の課題や支援ニーズの把握
- ・データ整備プロセスの共通化による業務効率化等の調査・検討 等

### ② 建築基準法関連情報\*のGISデータ化の促進

\*法22条規制区域、日影規制区域等

<実施内容>

- ・自治体におけるGISデータ化の実態把握
- ・実情を踏まえた実施要領・製品仕様書・ガイドラインの作成 等



## 施策③ 効率的な整備手法の検討及び実証

継続

AI等の先進技術導入による画像判読作業の自動化等、国土数値情報の効率的な整備手法について実証し、国・自治体における省人化を実現

<実施内容>

- AIを活用した、
- ・土地利用データの整備実証
- ・効率的な国土数値情報の整備・更新実証



差分抽出によるデータ整備の効率化

## 「NIPPON防災資産」認証制度の創設

---

# NIPPON防災資産の認定制度の創設

- 内閣府、国土交通省では、地域で発生した災害の状況を分かりやすく伝える施設や災害の教訓を伝承する活動※などを「NIPPON防災資産」として認定する制度を新たに創設(令和6年5月)。[内閣府特命担当大臣(防災)、国土交通大臣が認定]
- 認定された防災資産を通じて、**住民の方々が過去の災害の教訓や今後の備えを理解することで、災害リスクを自分事化し、主体的な避難行動や地域に貢献する防災行動につなげていく。**



## NIPPON 防災資産

災害伝承に関する良質な施設や活動の普及・拡大



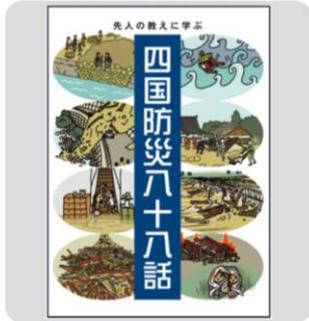
全国各地で、災害後に「まさか自分が被災者になるとは…」という声が寄せられる。一方、過去の災害の伝承で命が救われた事例もある。

防災資産の普及・拡大で、住民一人ひとりが「災害リスクを自分事化」し、主体的な避難行動や防災行動につなげる。

### 認定事例（令和6年9月5日公表）

令和6年9月に第1回となる認証式が行われ、有用事例11件、認定11件の計22件が新しく防災資産に認定。  
 四国では、「四国防災八十八話マップ」、「黒潮町防災ツーリズム」、「乙亥会館災害伝承展示室」の3件が認定。

#### 優良認定 11件



四国防災八十八話マップ



黒潮町の防災ツーリズム



熊本地震 記憶の廻廊

#### 認定 11件



福知山市治水記念館



坂町自然災害伝承公園



乙亥会館災害伝承展示室 12

### 認定制度の概要

国土交通省では、昨今の気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化を受け、あらゆる関係者が協働して水災害対策を行う流域治水を推進しています。水災害から命を守り、被害を最小化するためには、河川整備などのハード対策や防災情報の提供などのソフト対策に加え、**住民おひとり、おひとりが水災害リスクを「自分事」として考え、主体的な避難行動や防災行動をとっていただくことが重要**です。

こうした観点から、「地域で発生した災害の状況をわかりやすく伝える施設」や「災害の教訓を伝承する語り部といった活動※」などを、「NIPPON防災資産」として認定することとしました(令和6年5月に創設)。

## 流域治水オフィシャルサポーターの募集について

---



国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism



流域治水

Press Release

令和 7 年 2 月 21 日  
水管理・国土保全局 治水課  
河川計画課**令和 7 年度 流域治水オフィシャルサポーターの募集を開始！**  
～流域治水の促進に取り組む企業等を募集します～

激甚化・頻発化する水害から国民の生命と暮らしを守るための新たな水災害対策として、流域全体で治水対策に取り組む「流域治水」においては、企業、団体等（以下「企業等」という。）を含むあらゆる関係者との連携が重要です。

そこで、流域治水に取り組む企業等や流域治水の取組を支援する企業等を「流域治水オフィシャルサポーター」として認定し、その取組を幅広く周知することで、流域治水に資する取組を推進しています。

今般、令和 7 年度「流域治水オフィシャルサポーター」の認定に向けた募集を開始します。また、更なる流域治水の機運醸成のため、流域治水オフィシャルサポーターを対象として、ロゴマーク使用対象の緩和を実施します。

## 1. 実施内容

サポーターは、以下のいずれかの取組を通じて流域治水を推進することを条件とします。

- ・企業等のウェブサイト、SNS、広報誌、ポスター等への情報掲載
- ・流域治水に関する広報資料の配付・掲示、アナウンス
- ・各種イベント、セミナー、学会、講座、研修等での紹介
- ・貯留施設の設置など治水対策に資する取組の実施
- ・流域の上流地域と下流地域の連携を推進する取組
- ・自治体等との防災協定の締結、避難所としての場所の提供等防災活動への積極的な参加
- ・その他、流域治水に資する取組

## 2. 申請方法

本制度への参加を希望する企業等は、実施規約（別紙）を確認の上、申請様式に必要事項を記載しメールにてご提出ください。

提出先：hqt-ryuiki\_chisui\_supporter\_r■gxb.mlit.go.jp（■を@に置き換えてください。）

## 3. 募集期間

令和 7 年 2 月 21 日（金）～ 令和 7 年 3 月 14 日（金）

## 4. 認定方法

下記要件に該当すると認められた申請企業等をサポーターとして認定します。

- ・取組が流域治水の趣旨に沿っていること
- ・取組内容が具体的であり、実現性が認められること
- ・取組内容が特定の製品又はサービスの販売・宣伝を主目的としていないこと

## 5. 流域治水オフィシャルサポーター制度 特設ページ

<https://www.mlit.go.jp/river/kasen/suisin/supporter.html>（国土交通省HP）

※申請様式は、上記URLからもダウンロードいただけます。

## 6. その他

- ・令和 7 年度から、認定期間が 2 年間となります。
- ・認定後、認定情報の一部（申請様式参照）をHPにて公表いたします。
- ・令和 7 年度認定からロゴマーク使用対象を緩和し、オフィシャルサポーターに限り、事前の確認を経て、流域治水の促進に寄与する販売物等においてロゴマークを一部使用可能とします。使用を希望される場合には、ロゴマークの使用規程細則に従い、必要事項を所定様式に記入の上、流域治水ロゴマーク事務局までご連絡ください。

（参考）

- ・流域治水ロゴマーク 使用規程細則

[https://www.mlit.go.jp/river/kasen/suisin/pdf/ryuikichisui\\_logo/ryuikichisui\\_logo\\_saisoku.pdf](https://www.mlit.go.jp/river/kasen/suisin/pdf/ryuikichisui_logo/ryuikichisui_logo_saisoku.pdf)

- ・流域治水ロゴマーク\_使用ガイドライン(令和 7 年 2 月 21 日一部改定)

[https://www.mlit.go.jp/river/kasen/suisin/pdf/ryuikichisui\\_logo/ryuikichisui\\_logo\\_gideline.pdf](https://www.mlit.go.jp/river/kasen/suisin/pdf/ryuikichisui_logo/ryuikichisui_logo_gideline.pdf)

<問合せ先>

（流域治水オフィシャルサポーターについて）

流域治水 関係省庁会議※ 流域治水オフィシャルサポーター事務局

水管理・国土保全局 治水課 工藤（内線 35542）、大和田（内線 35538）

代表：03-5253-8111 直通：03-5253-8452

（流域治水ロゴマークについて）

流域治水ロゴマーク事務局

水管理・国土保全局 河川計画課 栗原（内線 35382）、加藤（内線 35393）

代表：03-5253-8111 直通：03-5253-8443

※（水害の激甚化に対応するために「流域治水」の推進を目的とし設置された「流域治水の推進に向けた関係省庁実務者会議」の略。行政機関相互の緊密な連携・協力と総合的な検討を行うために、関係 16 省庁で組織。）

## 「内外水一体型水害リスクマップの作成」について

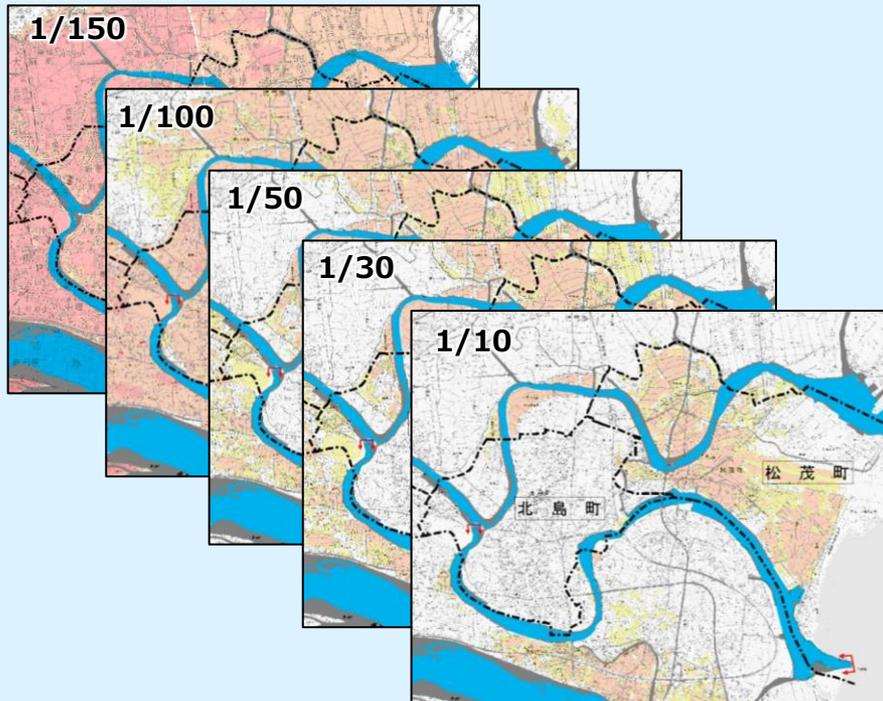
---

# 内外水統合型の水害リスクマップについて

- 国や都道府県では、これまで水防法に基づき住民等の迅速かつ円滑な避難に活用する水害リスク情報として、想定最大規模降雨を対象とした「洪水浸水想定区域図」を作成し公表してきました。
- 国土交通省では、これに加えて、**土地利用や住まい方の工夫、水災害リスクを踏まえた防災まちづくりの検討及び企業の立地選択**など、流域治水の取組を推進するため、比較的発生頻度が高い降雨規模も含めた複数の降雨規模毎に作成した直轄河川管理区間からの氾濫と下水道等からの内水氾濫を考慮した、浸水想定図（「**多段階の浸水想定図**」）とそれらを重ね合わせて、**浸水範囲と浸水頻度の関係を図示した「水害リスクマップ」を令和7年度末を目標に吉野川水系では作成・公表予定。**
- 令和7年度においては、関係市町に対して作成したリスクマップの妥当性について確認を行う予定。

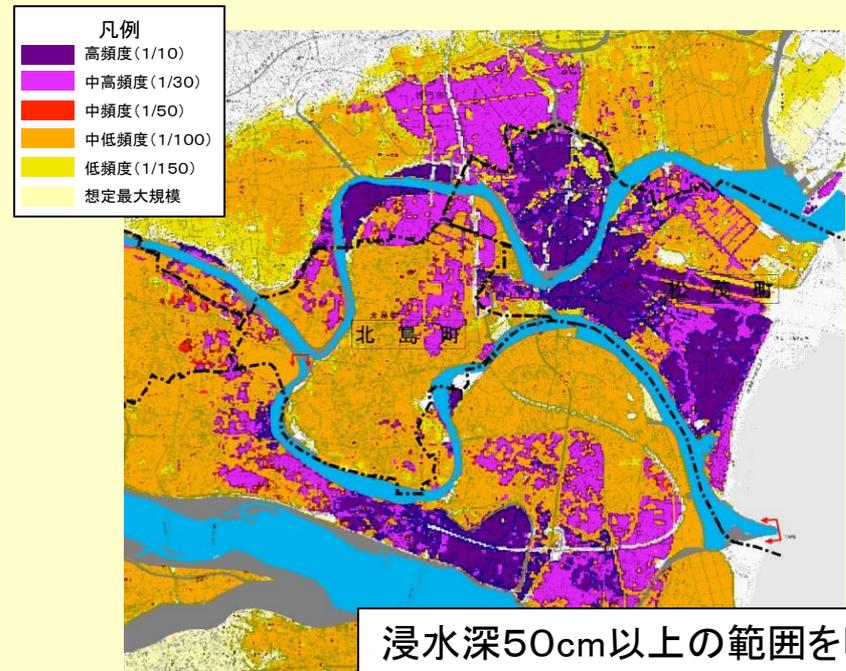
## 【多段階の浸水想定図】

- 想定最大規模に加え、高頻度から中頻度で発生する降雨規模毎（1/10、1/30、1/50、1/100、河川整備の計画規模（1/150又は1/200））に作成した浸水想定図。



## 【水害リスクマップ】

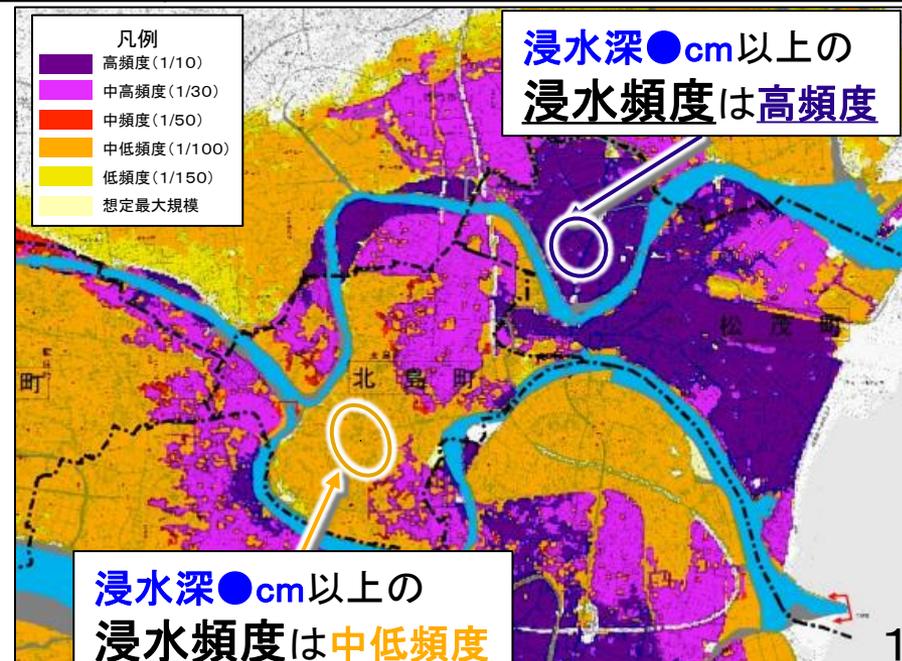
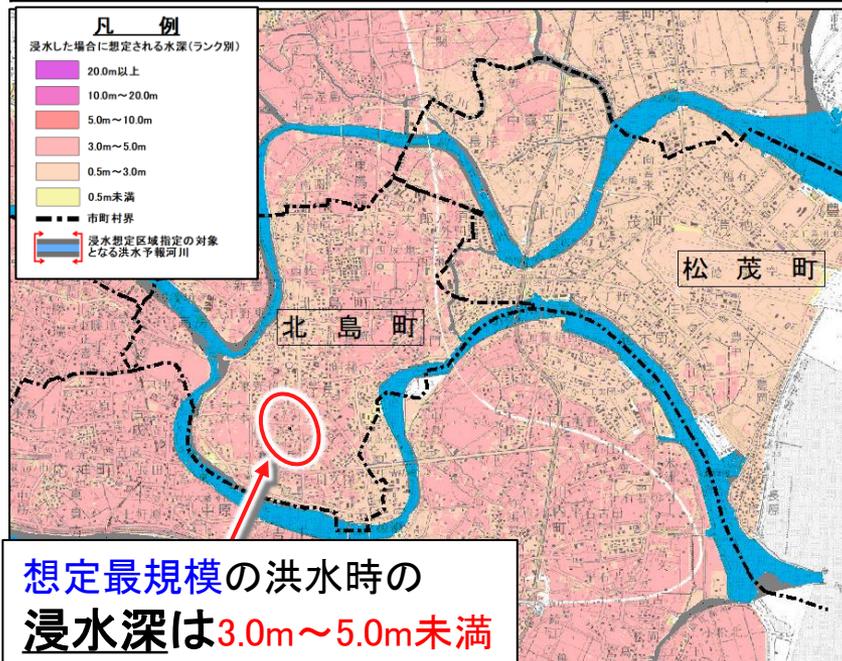
- 多段階の浸水想定図を用いて、降雨規模毎の浸水範囲を浸水深毎（0.0m以上、0.5m以上（床上浸水）、3.0m以上（1階居室浸水））に重ね合わせて作成した図面。



浸水深50cm以上の範囲を明示  
（床上浸水相当以上）

- 洪水浸水想定区域図は、最悪の事態を想定して命を守るという観点から、避難が必要となる場所と安全な場所を把握することを目的としている。
- 水害リスクマップでは、降雨の発生確率毎の浸水範囲を表示することで、**中小規模でも比較的浸水しやすい場所が把握可能。**

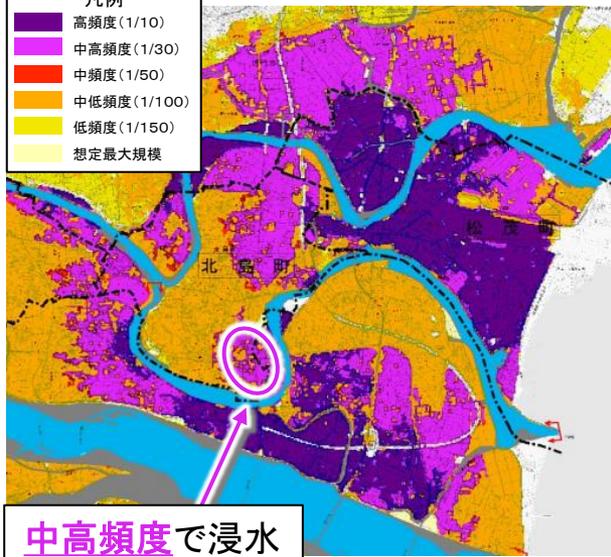
浸水想定区域図(H28公表)	ハザード	水害リスクマップ(R4公表)
浸水範囲、浸水深(m)	表す情報	浸水範囲、浸水頻度(〇年1度程度)
<b>避難行動</b>	主な用途	<b>防災まちづくり、企業立地選択等</b>
想定される最大規模の降雨	降雨条件	発生頻度の異なる降雨
現在	河道の時点	現在



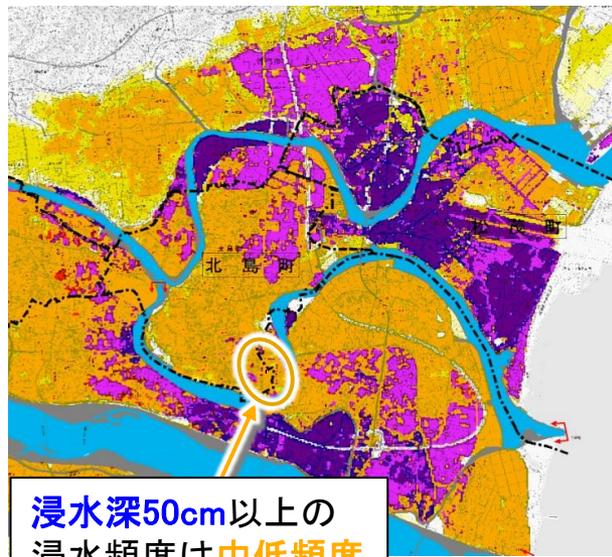
# 水害リスクマップの味方・活用例

○水害リスクマップでは、降雨の発生確率ごとの浸水範囲を表示することで、中小規模の洪水でも比較的浸水しやすい場所が把握可能。

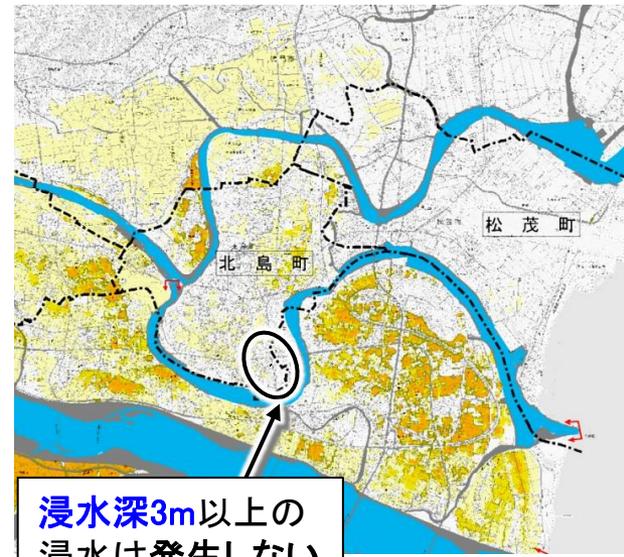
凡例	
	高頻度 (1/10)
	中高頻度 (1/30)
	中頻度 (1/50)
	中低頻度 (1/100)
	低頻度 (1/150)
	想定最大規模



① 浸水する範囲



② 浸水深50cm以上  
(床上浸水相当以上)



③ 浸水深3m以上  
(1階居室浸水相当以上)

## 3つの図を並べて見比べる

### ⇒【土地利用や住まい方の工夫に利用する場合】

居住スペースや1階をピロティ構造にするなど、建築構造の参考にするなどの活用が考えられる。

### ⇒【企業立地選択等に利用する場合】

浸水頻度の高い場所への施設の立地を避けるほか、浸水確率を踏まえて事業継続に必要な資機材を2階以上に移動する、止水壁を設置するといった対策の検討に活用することが考えられる。

### ⇒【水災害リスクを踏まえたまちづくり、避難所設置に利用する場合】

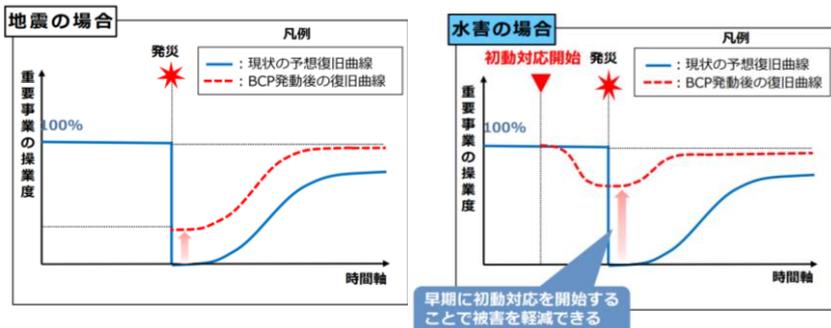
立地適正化計画における防災指針の検討・作成への活用などが考えられる。

# 水害版企業BCP(企業業務継続計画)の作成推進

○今後、気候変動の影響による豪雨の頻発化・激甚化により、いつ洪水浸水の被害が発生するか分からない状況の中で、地震だけでなく水害により事業が中断しても可能な限り短時間で復旧する水害版企業事業継続計画(BCP)の策定が重要。

## ■水害版企業BCPの必要性

- ▶ 突発発生地震と比べ、水害は発災までの時間が一定程度あるため、洪水予報の確認により事前に対応が可能。



※出典: JICEF「水害対応版BCP作成のポイント」より

## ■水害発生による企業への影響(R元年台風19号の例)

- ▶ 2019年に発生した台風19号による長野県を流れる千曲川では堤防が破堤し、広範囲にわたり浸水被害が発生



長野県長野市の浸水状況

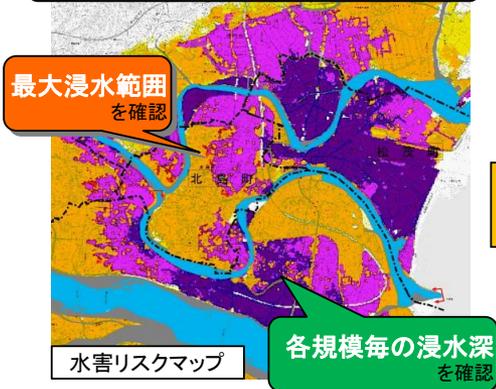
	被害状況
製造業	スバルでは、群馬製作所(本工場・矢島工場・大泉工場(一部工程を除く))の操業を10月16日15:15以降停止、10月25日再開。(2019年10月25日)
小売業	コンビニ・スーパーでは、東北・関東・甲信の一部店舗で一時営業停止。(経済産業省情報:10月25日6:30現在)
SS(サービスエリア)	1都14県に所在する元売系列のSS約9600箇所のうち、冠水や停電等により、営業停止しているSS数は688箇所(約7%) (経済産業省情報:10月14日15:00現在)
トラック関係	135事業者で営業所、車両等の浸水被害(11月1日7:00(国交省第34報)~11月18日9:00(国交省第45報))
宅記業者	4事業者全国的に集配遅延等(10月13日16:30(国交省第5報)~10月17日14:30(国交省第14報))以降は東日本を中心に集配遅延等

企業停滞の一例

※出典: 国土交通省「気候変動を踏まえた水害対策検討小委員会(第1回)」より

## ■水害版企業BCPの策定

### 1 地形や浸水に関する情報の整理



### 2 企業や周辺での水害リスクの想定



### 3 いつ、誰が対応するか整理

ケース	種別	ステップ1		重要な対応	ステップ2		ステップ3
		想定される被害	被害内容		事前対策	事後対策	
水害発生時の対応	情報収集	—	—	災害情報の入手	情報入手手段を決めておく	ラジオインターネットで情報収集する	〇〇店長(副:〇〇副店長)
	人的被害関連	想定最大	従業員の被害	営業中止の判断	営業中止基準を決めておく	営業中止を判断する 営業中止を従業員に通知する	〇〇店長(副:〇〇副店長) 各部長
	情報収集	—	—	災害情報の入手	情報入手手段を決めておく	ラジオインターネットで情報収集する	〇〇店長(副:〇〇副店長)
就業時間中の対応	人的被害関連	想定最大	従業員の被害	店内にいる従業員への避難誘導	避難場所・避難ルート・避難誘導体制を決めておく	店内従業員に避難放送を行う	総務部〇〇,〇〇(副:〇〇,〇〇)
					避難訓練を行う	店内従業員を避難誘導する	総務部〇〇,〇〇(副:〇〇,〇〇)
					従業員の安否確認	安否確認ツール(メール等)の試験運用を行う	総務部〇〇,〇〇(副:〇〇,〇〇)
	来店客の被害	来店客の避難誘導	避難場所・避難ルート・避難誘導体制を決めておく	来店客に避難放送を行う	来店者対応係〇〇,〇〇(副:〇〇,〇〇)		
避難訓練を行う			来店客を避難誘導する	来店者対応係〇〇,〇〇(副:〇〇,〇〇)			